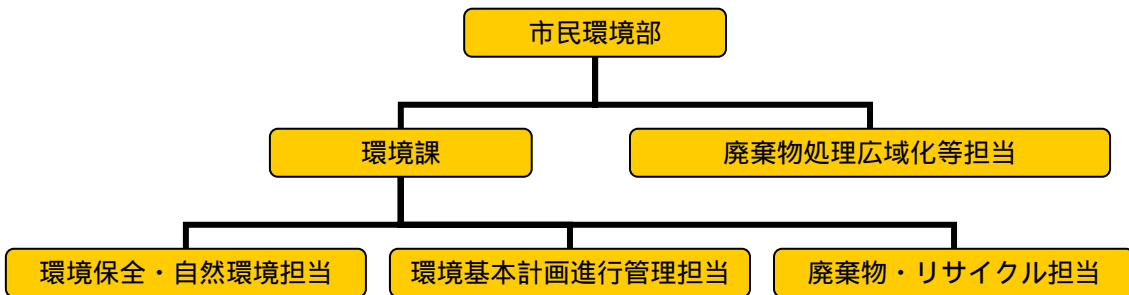


第 2 章 環境行政の推進

1 環境行政推進体制

1) 行政組織体制

図 2 - 1 行政組織体制図（平成 15 年 4 月 1 日現在）



2) 環境審議会

北広島市環境基本条例第 28 条第 1 項の規定に基づき北広島市環境審議会が設置され、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議しています。

審議会委員は学識経験者 3 名、事業者代表 3 名、市民（公募）4 名の計 10 名で構成され、任期は 2 年間となっています。

表 2 - 1 北広島市環境審議会委員名簿（順不同）

氏 名	所 属 等
五十嵐 恒 夫	北海道大学名誉教授
村 野 紀 雄	酪農学園大学教授
佐々木 均	酪農学園大学教授
山 根 勸 <small>すすむ</small>	北広島商工会理事
山 口 博 敬 <small>ひろ なか</small>	北広島市工業振興会副会長
松 本 栄 一	北広島市農業協同組合理事
九津見 奈保美	市民公募
柘 植 純 一 <small>つげ</small>	市民公募
福 田 匡 恭 <small>まさ やす</small>	市民公募
大 橋 奈緒美	市民公募
備考 ：会長、：副会長 任期：平成 15 年 1 月 29 日～平成 17 年 1 月 28 日	

3)環境保全推進委員

北海道がおこなう環境の保全及び創造に関する施策に道民の意見を反映させるため、北海道環境基本条例の規定に基づき、環境保全推進委員が置かれています。

環境保全推進委員制度は、2年間の任期で地域における環境情報を道に提供したり、地域で行われる環境保全活動に対して、助言等を行っています。

推進委員は公募又は支庁長の推薦により選考され、知事により委嘱されます。北広島市内からは表2-2の2名が委嘱を受けています。

表2-2 環境保全推進委員

氏名	任期
長谷川 眞知子、船橋 啓子	任期：平成15年5月29日～平成17年5月28日

2 環境基本条例・環境基本計画

平成5(1993)年11月に環境基本法が制定され、国の環境の保全に対する総合的な枠組みが示され、地方公共団体に対しても、環境の保全に関し国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の自然的条件に応じた施策を策定する責務が課せられました。

これに伴い各種環境問題を北広島市における環境問題として適切に把握し、一人ひとりの行動を環境への負荷の少ないものへと変えていくことにより、よい環境を守り育て、次代を担う子供たちに引継いでいくため、北広島市では、環境の保全及び創造についての基本理念や各主体の役割などを定めた北広島市環境基本条例を平成12(2000)年3月に制定し、平成13(2001)年3月には、各種環境に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とした北広島市環境基本計画を策定しました。

基本計画では、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくための道すじを示す長期的な目標を掲げるとともに、その達成のため10か年間になすべき具体的な施策を明らかにして、市民・事業者・市のそれぞれでの環境の保全及び創造に向けた自主的、積極的な取組を推進していきます。

1) 環境基本計画の体系

図 2 - 2 ひとづくりのための環境施策の体系

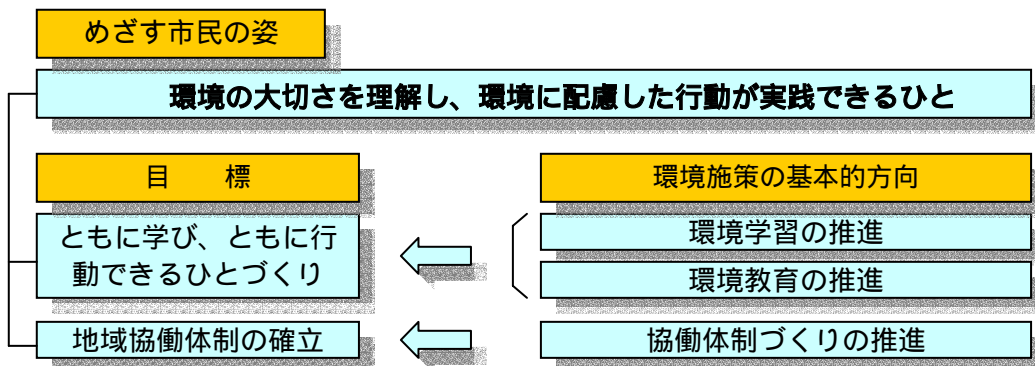
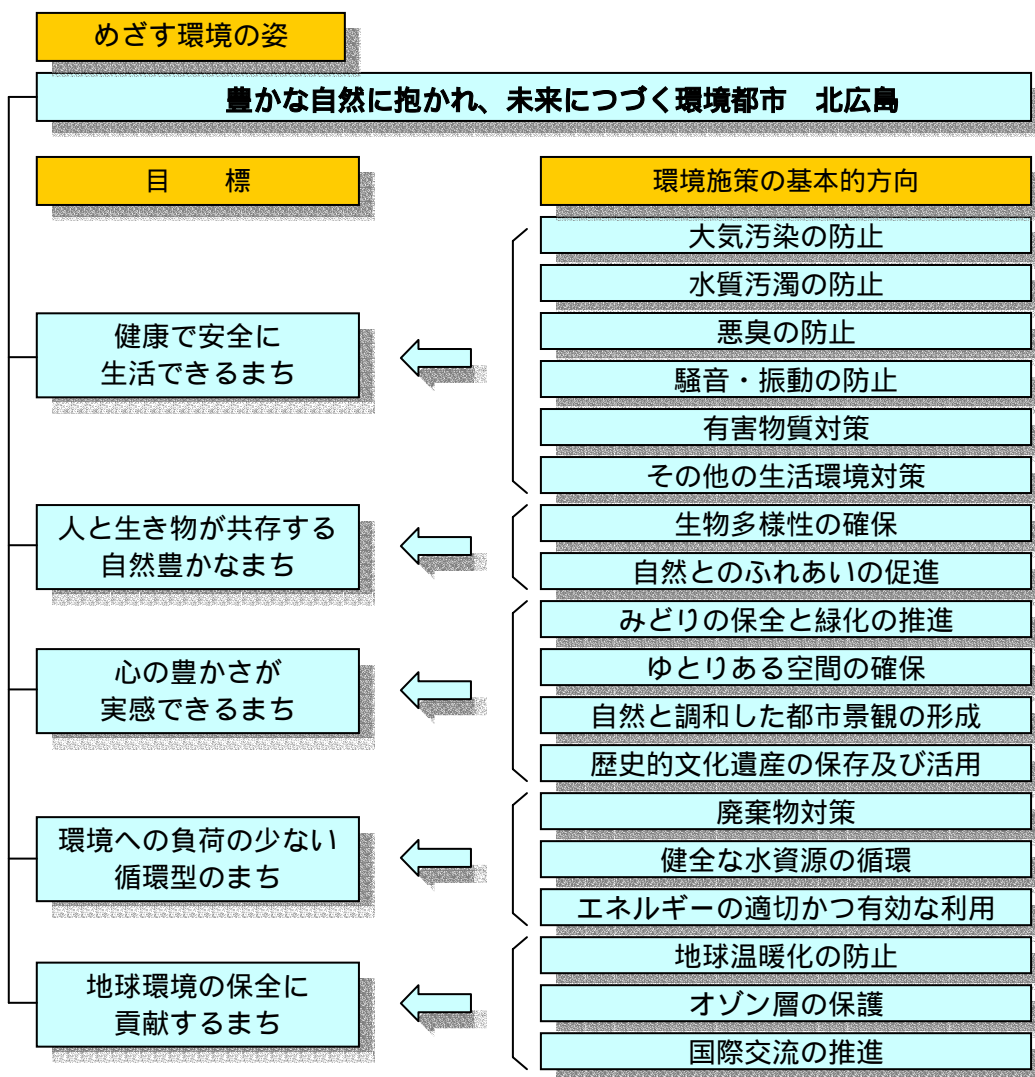


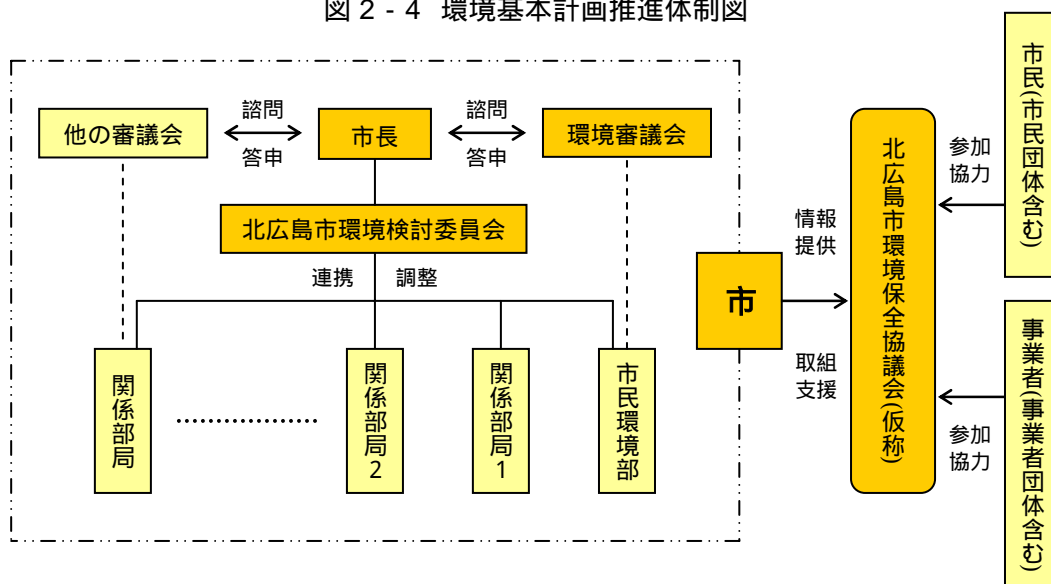
図 2 - 3 まちづくりのための環境施策の体系



2) 計画の推進体制

北広島市環境基本計画を着実に推進するためには、市だけでなく、市民、事業者と一体となった体制を作り、幅広く環境問題に対応する施策を推進していきます。

図 2 - 4 環境基本計画推進体制図



3) 計画の進行管理

目標の達成に向け毎年定期的に計画の進行状況を把握し、課題の整理や評価を行うとともに、進行状況の評価に基づいて、環境問題を取り巻く社会情勢等の変化に対応した計画の見直しを下記要領により適切に行っていきます。

- (1) 各種施策・事業の計画時点で、環境配慮を明確化 完了時点で課題の整理・評価
- (2) 進行中の施策・事業は毎年定期的に、環境配慮を明確化 課題の整理・評価
- (3) 進行状況、環境問題・社会情勢の変化に対応して、計画を適切に見直し

平成 14 年度施策・事業に対する評価及び課題は表 2 - 3 のとおりです。

表 2 - 3 平成 14 年度施策・事業に対する評価及び課題

施策項目	事業名	評価	課題	
環境学習の推進	環境学習の 機会の提供	野鳥観察会	市内に豊かな自然が残されていることが確認され、環境啓発が図られた。	例年、愛鳥週間内の日曜日に実施していたが、その日は市内一斉清掃日である。より多くの参加者を募るために1週間遅らせて開催したが、木々の葉が生い茂ってしまい野鳥の姿を確認するのが困難であった。
		生活講座 (ケナフの紙すき等講座)	ケナフという二酸化炭素の吸収量が多い植物の植えや紙すきを通じて、地球温暖化について考える場の提供をすることができた。	ケナフの発芽率が低かった。この事業は3年目であり、土がやせてしまった可能性が考えられるため、堆肥等を入れる必要がある。
		家庭での啓 発事業	食材を輸送するためには、燃料を消費し、地球の温暖化の一因となる。そこでエコクッキングにおいて、地元の食材を改めて見直し、積極的に利用するよう薦めた。	環境に配慮した調理方法を薦めることも必要である。
	普及・啓発事 業の推進	環境パンフ レット配布	動植物の生息状況等を紹介するパンフレットを総合学習等で小中学生に配布した。地図や写真を多く掲載しているため小中学生にもわかりやすく、地域の環境に関心を持つ良いきっかけとすることができた。	パンフレットの数に限りがあるため、カラーコピーするなどして今後も継続して啓発に努める必要がある。
大気汚染の防止	自動車の適 正な使用の 推進	福祉バス運 行事業	幹線道路の走行やアイドリングストップなどにより、排出ガスの排出量や燃料消費量を抑制し、騒音・振動・大気汚染に配慮した。	バスの利用需要は増加傾向にあるため、より一層環境に配慮するとともに低公害車の導入が課題である。
	家庭や商店、 オフィス等 における対 策の推進	監視パト ロール	野外焼却の禁止等に関する指導を行った。	野外焼却については、継続して市民や事業者への啓発が必要である。
	大気汚染調 査、監視体制 の整備、充実	大気汚染物 質分析測定	いおう酸化物・窒素酸化物ともに過去の測定値等と比較して、問題となる数値ではなく、安全に生活できる環境が保全されていることが確認された。	簡易測定であるため、過去のデータや他市町村のデータとの比較は出来るが、環境基準との比較が出来ない。
水質汚濁の防止	事業場等 に対する規 制及び改 善指導	畜産環境保 全施設整備 事業の推進	堆肥舎等の整備により、家畜排泄物の流出や地下浸透が防止され、水質汚濁対策が進展した。	整備を施した施設であっても適正な管理を怠ると河川等の汚濁の原因となるため、定期的な監視が必要である。
	水質の把握	河川水質分 析測定・農 薬水質分析 測定事業	BODや大腸菌群数がやや高い値となっている河川があるが、おおむね問題はない。ゴルフ場排水については、全て指導指針値等を下回っていた。	河川水質分析については、年間の測定回数が少なく、それを補うための定期的な監視が必要である。 BODや大腸菌群数の測定値が継続して高い値を示している地点については、その原因究明に努める必要がある。

施策項目		事業名	評価	課題
悪臭の防止	悪臭発生源対策	悪臭発生源調査	悪臭の発生源を解明することにより、苦情申立者の理解を得ることができた。また、作業方法の変更や作業時間の短縮等により、悪臭の発生量が抑えられた。	作業方法の変更等の指導だけでは十分な悪臭の防止が得られていない場合もあり、さらなる指導の徹底が必要である。
	悪臭の状況把握	悪臭物質濃度等測定	悪臭発生源となっている事業場の敷地境界で悪臭調査を実施し、調査結果に基づき事業者に指導を行った。	施設の改善等を実施したが、十分な脱臭効果が得られておらず、今度更なる監視、指導等が必要である。
騒音・振動の防止	事業活動に伴う騒音・振動の防止	道路改築、道路改修、生活道路整備及び歩道造成事業(6件)	通過交通の増大に対する構造強化や各路線の状況に応じた改築、改修等を低騒音・低振動型建設機械を使用して実施した。	今後も低騒音・低振動型建設機械の使用徹底を図る。
		未給水地域の配水管整備	建設資材のリサイクル推進を図り、再生合材を使用した。さらに周辺の環境に配慮し作業時間帯の制限を行うとともに低騒音・低振動型建設機械を活用した。	軒先での工事となることから、騒音・振動等のトラブルを避けるために、より一層の低騒音、低振動型建設機械の使用徹底を図る。
	騒音調査、監視体制の整備、充実	自動車交通騒音等測定	市内3地点で自動車交通騒音等の測定を実施し、現状把握に努めた。	測定結果が要請限度と同じ値である地点があるため、今後も継続して測定を実施する必要がある。
有害物質対策	有害化学物質に関する調査及び情報の収集・提供	ダイオキシン類定点測定	輪厚地区で土壌中のダイオキシン類調査を予定していたが、北海道が同地区で調査したため、市では実施しなかった。道の測定の結果、その測定値は環境基準を下回っており、安全に生活できる環境が保全されていることがわかった。	土壌中のダイオキシン類濃度が環境基準を超えた場合、その原因を特定することが困難である場合が多い。
生物多様性の確保	多様な自然環境の保全	中の沢川準用河川改修事業	河川氾濫防止のため、昭和62年に着工し、平成23年事業完了を目指している。これまでの全体延長はL=1,940mである。14年度については、河川拡幅等の河道整備として護岸工142.3m(左右岸)の改修を実施したが、多自然型護岸を採用することにより、生物の生息・生育に配慮した。	工事期間が長期に渡るが、これまで同様自然環境を守り、生物の生息・生育に配慮した工法で進める必要がある。

施策項目		事業名	評価	課題
ゆとりある空間の確保	農とのふれあいの場の確保	農村景観づくり事業	道道江別恵庭線沿い(北の里)、道道栗山北広島線(中の沢)に景観緑肥作物(ヒマワリ、クローバー等)を植えることにより、農園を取り巻く景観が美しくなった。また、緑肥作物の導入により病害虫の予防、肥沃効果による化学肥料の抑止効果があった。	交通量の多い道路沿線上での景観植物を維持するのが沿線農家として難しい部分がある。
		市民農園開設事業	遊休農地の有効活用を図り、野菜づくりの体験を目的に実施したが、農薬の使用量を減らし、環境に配慮した。(西の里 120 区画、中の沢 30 区画、大曲 100 区画)	大曲、西の里の農園では札幌市在住の利用者が多く、地元市民が利用できる農園の増設が必要である。
廃棄物対策	再生利用(リサイクル)の推進	集団資源回収	新聞紙をはじめとする資源物を再生事業者へ引き渡すことで資源の有効利用が図られた。	今後も推進するとともに市民のごみ減量化に対する意識の高揚を図る必要がある。
	廃棄物収集・処理の適正化	廃棄物の分別収集事業	容器包装物等の分別を徹底し、埋立処分されるごみの量を減らすとともに資源化することで資源を有効利用することができた。	分別開始後2年が経過したが、分別の徹底が図られていないため、継続して啓発に努める必要がある。
健全な水資源の循環	水道水の安全供給と水質の保全	水質検査の実施	安全な水道水の供給のため各配水池及び系統末端給水栓における水質検査を実施し、また行き止まり配水管で計画的に洗管を行うことにより、安全な水道水の供給を行うことができた。	より安全な水道水の供給に対応するために、水質検査の継続と計画洗管箇所の見直しの必要がある。
地球温暖化の防止	地球温暖化対策推進実行計画	北広島市環境保全に向けた率先実行計画進行管理事業	昼休みの消灯や不要照明の消灯、パソコン等の節電、冷暖房の適切な温度設定等については多くの部署、施設で実践されており、電力や重油等の使用量の増加を抑えることができた。	情報化基盤整備事業により、庁舎内のパソコン等の設置台数が増加している。また、庁内LANや財務会計システムの導入により紙の使用量が増加しているため、適切な枚数を適切な方法で印刷する必要がある。

3 北広島市環境保全に向けた率先実行計画(市役所の事務・事業に於ける地球温暖化対策推進実行計画)

1) 計画の策定及び推進

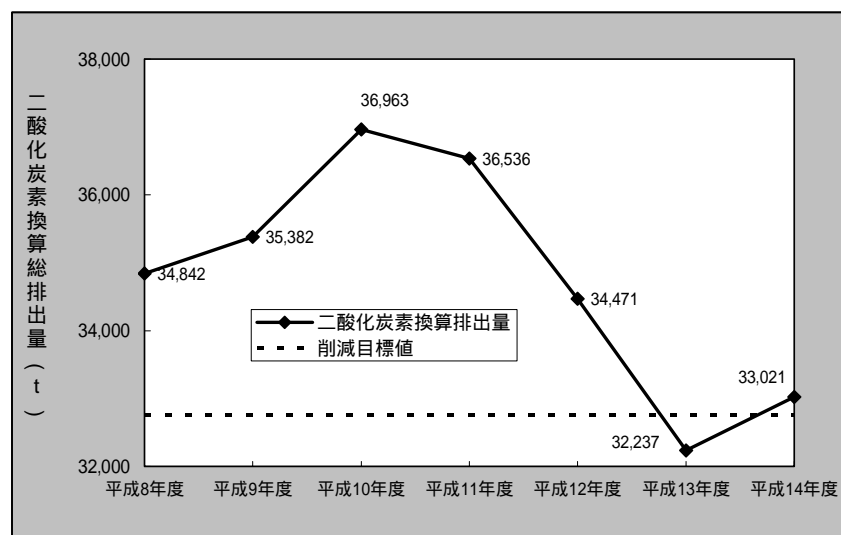
市では、環境への負荷の少ない環境重視型社会の構築に向けた様々な取組みを進めていますが、市役所自らが環境保全に向けた行動を率先して実行することが重要であるこ

とから、平成 10(1998)年度に市役所の事務事業全般にわたる環境への配慮という目的から『北広島市環境保全に向けた率先実行計画』を策定し取り組みを実践してきました。平成 11(1999)年 4 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、第 8 条の規定で都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画策定が義務付けられたことを受け、平成 13(2001)年 1 月に法に基づく温室効果ガスの削減目標数値など、不足している要素を加え、『 - 改定 - 北広島市環境保全に向けた率先実行計画』を策定しました。

市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを二酸化炭素に換算すると、1996 年(平成 8 年)では、34,842t の排出実態となっています。この排出量に対し、目標年度を 2004 年度(平成 16 年)削減目標を 6%と定め、目標達成のため様々な取組を実践しています。

不要照明の消灯の推進や低公害車の導入、リサイクルの推進・コンポストの普及による埋立処分する紙くず・食物くずの減少により平成 10 年度以降温室効果ガスの排出量は減少し、平成 13 年度には削減目標数値を達成しました。しかし、IT 化の推進によるパソコン設置台数の増加や消防本部・消防署庁舎の新築による重油の使用量の増加、人口増に伴う埋立処分するごみの量の増加により、平成 14 年度の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)は、前年度を上回る 33,021t(平成 8 年度比で 5.23%の減)となりました。

図 2 - 5 温室効果ガス排出量経年変化



2) 省エネ対策とその問題点

『 - 改定 - 北広島市環境保全に向けた率先実行計画』策定時に、表 2-4 及び 2-5 掲げる省エネ対策の取組例を示しました。平成 14 年度の実態把握調査によるとこの取組例のうち、昼休み時の消灯や不要照明の消灯、パソコンなどの節電、ミスコピー紙等をメモ紙として再使用することや冷暖房の適切な温度設定、節水等については多くの部署・施設で実践されていることがわかりました。一方、両面印刷・両面コピーの励行やエコマーク商品等の購入推進に対する取組が余り実施されていない状況にあるため、今後一層取組の推進を図る必要があります。

省エネ対策に対する問題点としては、施設の老朽化が進み、効率的な暖房が行えずにエネルギーのロスになっている施設が多くあること、IT化の推進によりパソコン・プリンターの設置台数が増えたため、電力の使用量が増加してきていることなどが挙げられます。また、庁内LANや財務会計システムの導入により業務の効率化が図られる反面、プリントアウトする紙の量が増加しています。今後は適切な枚数を適切な方法でプリントアウトするなどして紙の使用量を削減するよう職員一丸となって取り組む必要があります。

表 2 - 4 省エネに対する具体的な取組例一覧表(職員個人)

目 的	取 組 例
電 気 使 用 量 の 削 減	1 昼休みの消灯 2 残業時における不要照明の消灯 3 間引き照明の実践 4 会議室使用时における不要照明の消灯 5 効率的な照明の配置 6 ノー残業デ の推進 7 使用していないOA機器の電源を切る 8 コピー機節電スイッチの励行 9 電気ヒーターの温度設定を 15 以上にしない 10 冷房設定温度を 28 にする 11 個人用電気ストーブの自粛 12 個人用扇風機の使用自粛 13 電気ポットの使用自粛 14 コーヒーメーカーの使用禁止 15 冷蔵庫設置台数の適正化 16 自動販売機の設置台数の見直し
暖 房 用 燃 料 使 用 量 の 削 減	1 室内平均気温 20 の暖房設定温度
庁 用 車 等 燃 料 使 用 量 の 削 減	1 アイドリング・ストップの実践 2 公共交通機関の利用(出張時) 3 エコドライブの実践 4 庁用車の適正な管理(整備点検の励行等) 5 庁用車の効率的な使用 6 マイカー通勤の自粛 7 ノーカーデーの設定
紙 使 用 量 の 削 減	1 ミスコピーの防止 2 両面コピー・両面印刷の徹底 3 輪転機使用の徹底 4 ミスコピー用紙のメモ紙への活用 5 庁舎内文書における鑑 <small>かがみ</small> の省略 6 必要以上のコピー・印刷はしない 7 簡潔明瞭な文書・資料の作成
紙 使 用 量 の 削 減	8 FAX送信の際のコピーはしない 9 電子メールの利用によるペーパーレス化
再 生 紙 使 用 の 推 進	1 職員名刺を再生紙にする 2 用途に応じた再生紙の指定(印刷物の外注の場合など)
節 水 の 取 組	1 食器類を洗う際に水を出したままにしない 2 トイレ使用時の水使用量の削減 3 洗車方法の改善 4 節水型機器や流水音装置の設置の検討

ごみ（廃棄物）の排出抑制・減量及びリサイクルの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 使い捨ての物の使用自粛（紙コップ等） 2 ポリ容器入りの弁当等の購入を控える 3 ファイル等の再利用 4 過剰包装にならない様に業者に要請する 5 物品等の修繕による長期間の使用 6 物品等の適正処理 7 紙・ビン・缶等資源ごみの分別収集の徹底
---------------------------	--

表 2 - 5 省エネに対する具体的な取組例一覧表(組織)

目 的	取 組 例
フ ロ ン の 処 理	<ol style="list-style-type: none"> 1 フロンの適正な回収処分
環境配慮型製品の購入・使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境ラベリング商品の選択 2 長寿命製品の購入 3 ペットボトル再生繊維を使用した作業着の購入 4 廃棄時に環境負荷の少ない商品、リサイクルシステムの確立している商品の購入 5 古紙 100%のトイレットペーパーの使用 6 空カートリッジのリサイクル 7 環境負荷の少ない製品に関するカタログの利用 8 低公害車導入の推進
環境配慮型施設等の整備・適正管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 省エネルギー型施設の整備 2 新エネルギーの導入 3 間伐材・再生材の利用による施設の木造化・内装木質化や敷地内の緑化
研 修 ・ 普 及 啓 発	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員に対する環境保全に関する研修や普及活動の推進 2 環境行事への職員の参加 3 庁舎内物品販売業者に対する啓発など

4 環境啓発事業の推進

1)野鳥観察会

自然環境をもっと身近に感じてもらうために、毎年愛鳥週間（5月10日から16日）の前後に自然保護監視員等を講師とした野鳥の観察会を実施しています。平成14年度については、5月19日（日）に北広島レクリエーションの森で開催し、26種類の鳥の姿や鳴き声を確認することができました。

2)ケナフ栽培事業

平成12年度より環境教育の向上や環境意識の啓発を目的として、中央公民館の前庭にてケナフの栽培を実施しています。毎年5月ごろにケナフの種をまき、秋に収穫したケナフの茎や葉を用いた事業を開催しています。平成14年度については、10～11月にケナフを使った染め物・織物・紙すき講座を開催しました。

ケナフとは・・・

アフリカや東南アジアに自生するアオイ科ハイビスカス属の一年草であり、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの二酸化炭素の吸収量が他の植物に比べ多いという特徴があります。そのため、多くの自治体や小中学校などで栽培されています。北広島市では、地球環境に目を向けていただくきっかけ作りを目的として、ケナフの栽培を行っています。

3) エコクッキング

北広島消費者協会との共催により実施しているものであり、ゴミの減量化を図るために野菜の皮なども食材として利用したり、調理時に省エネや節水を心がけるよう促すなどの意識啓発を行っています。

4) 環境啓発パンフレット

北広島に生息している野生動植物を紹介するパンフレット『北広島の自然』を作成し、総合学習等で配布しています。また、環境啓発広告入りのケナフの種袋を各種事業時に配布しています。